

令和4年12月23日  
四国電力送配電株式会社

## 新たな託送料金制度に基づく収入の見通しの承認について

当社は、本年12月8日、国に対し、令和5年4月から導入される新たな託送料金制度（レベニューキャップ制度）に向けて、国の電力・ガス取引監視等委員会による検証を踏まえた、一般送配電事業に係る事業計画および投資・費用の見通し（収入の見通し）を申請しておりました。

（12月8日お知らせ済み）

本日、経済産業大臣から、当社が申請した収入の見通しについて承認を受けましたので、お知らせいたします。

今後、承認された収入の見通しに基づき、令和5年4月1日から適用する託送料金単価を定めた託送供給等約款について認可を受けるべく、国への申請を行うこととなります。

当社としては、今後とも「たゆまず、とどける。」を合言葉に、電力の安定供給確保に全力を尽くし、四国地域の発展・活性化に貢献できるよう努めてまいります。

以 上